



# SASEBO

City Public Relations magazine

11

2021  
vol.852

特集 家庭と環境を救おう

## 誰でもできる！食品ロスを減らす4つの方法 P4



P2 新型コロナウイルス感染症トピックス

P16 地元企業や住民の皆さんと  
共につくる「九州・長崎 IR」



長崎和牛  
サーロインステーキ  
プレゼント！  
P21

※写真は  
イメージです。

新型コロナウイルス感染症の影響で催しの日程などが変更される場合もありますので、最新情報は各問い合わせ先にご確認ください。

### 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

## 「佐世保市事業者一時支援金」を支給しています

佐世保市では、長崎県独自の緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用によって、飲食店等の営業時間短縮や市民への不要不急の外出自粛が要請されたことに伴い、事業収入が大きく減少した市内事業者に対して一時支援金を支給しています。

**支給額** 1 事業者当たり減少要件を満たす月の売上減少額(最大2カ月分)を支給  
売上減少率 20%以上 50%未満 最大 20万円(最大 10万円×2カ月)

**対象** 売上減少率が 20% 以上 50%未満で、次のいずれかの要件を満たす事業者  
①営業時間短縮要請に協力した市内飲食店・遊興施設と直接または間接の取り引きがあること  
②不要不急の外出自粛・移動自粛要請による直接的な影響を受けていること

**支給要件** 次の要件を全て満たすもの  
・本年 8 月 6 日時点で本社(個人事業主は住所)が市内にあること  
・本年 8 月、9 月の月間事業収入が令和 2 年または令和元年同月比で 20%以上 50%未満減少していること  
・本年 8 月、9 月において、国の「月次支援金」、県の「大規模集客施設時短要請協力金」、各市町の「飲食店等営業時間短縮要請協力金」の対象でないこと  
・本年 3 月 31 日以前から事業を営んでいること

**申請方法** 申請書に必要事項を記入し、郵送(〒 857-0052、松浦町 5-1)で「佐世保市産業支援センター内 佐世保市緊急経済雇用対策本部事務局」へ

**申請期限** 12 月 10 日(金)当日消印有効

支援金の種類	売上減少率	対象	支給額(最大金額)			申し込み先
			8月分	9月分	合計	
佐世保市事業者一時支援金	20%以上 50%未満	法人 個人	10万円	10万円	20万円	佐世保市緊急経済雇用対策本部事務局
月次支援金(国) ※国への申請が必要 です。	50%以上	法人	20万円	20万円	40万円	月次支援金 ホームページ(※)
		個人	10万円	10万円	20万円	

※売上減少率が 50%以上の月は、国の月次支援金の対象となる場合があります。詳しくは専用コールセンター(☎ 0120-211-240)にお尋ねください。また、佐世保市産業支援センター内に国の月次支援金の申請を補助するサポート会場(☎ 050-8881-8751)を開設していますので、どうぞご利用ください(要予約)。

事業者一時支援金ははこちらから



国の月次支援金ははこちらから



問い合わせ 佐世保市事業者一時支援金コールセンター ☎ 26-0211 (平日9時～17時)



令和 3 年 11 月 1 日発行 編集・発行/佐世保市総務部秘書課広報係  
〒 857-8585 (市役所専用) 長崎県佐世保市八幡町 1-10 TEL 0956-24-1111  
FAX 0956-25-2184 MAIL hishok@city.sasebo.lg.jp 印刷/樹九大印刷



佐世保市公式  
Instagram



佐世保市  
公式 LINE